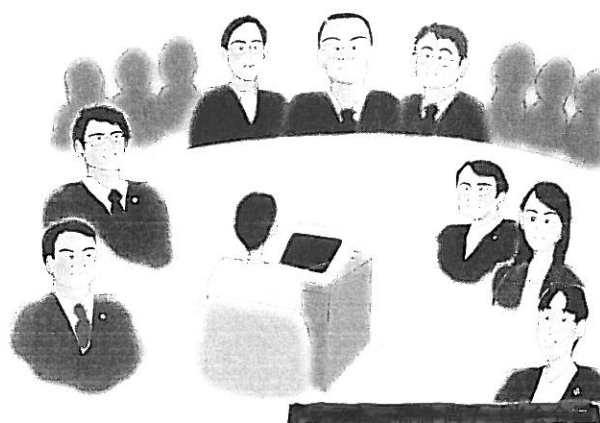


裁判員裁判 レポート

この不幸な転落事故は どうして起きたのか？

～傷害致死被告事件につき、因果関係が否定されて、
暴行罪にとどまった裁判員裁判事件の報告～

石井 逸郎 (49期) ●Ichiro Ishii



「主文、被告人を罰金15万円に処する」被害者の階段からの転落死と被告人の暴行との因果関係が争点となった裁判員裁判の主文です。判決の冒頭、傍聴席が少しざわつきました。

I 事案と経緯の概要

事案は、ある都内のラーメン店の2階、13段あるしかもかなり急な階段の上で、被告人が被害者の顔面を1回右手で殴り、胸部を1回蹴り、その後、被害者は階段から1階に転落して後頭部を強く打って脳挫傷を患い、入院中に、院内感染もあって事故から約2週間後に死亡した、というものです。被害者はコックをしていた男性、被告人は、ホール係をしていた女性の夫です。当日、被害者の携帯電話に、その女性の、ラーメン店2階の従業員用シャワー室におけるシャワーシーンや下着類の盗撮映像があることをたまたま彼女が知ったことから悲劇は起こります。怖くなった彼女は、夫である被告人を呼び出します。営業時間が終了した早朝、被告人も、被害者とかつてこのラーメン店で同僚だったことからさりげなく同店に入り2階に上がって被害者の携帯電話を確保。階段の上付近で、携帯電話の盗撮映像を確認していたところに、1階から上がった被害者と出会い、被害者がその携帯電話を取り返そうと詰め寄った際に被告人は殴ったのでした。

被告人は来日して約10年の中国人ですが、北朝鮮との国境近くの朝鮮族の出身です。被告人の妻も同郷の出身で、2人は日本に来て出会い、結婚しました。

当番弁護士でかけつけ受任した事務所同僚の弁護士は、因果関係を争って起訴前弁護を展開しますが、事故から2日後に、被告人の妻から、「主人が被害者の顔面を右手で強く殴り、そのせいで被害者はよろめき階段から転落したのを見た」旨の警察官の調書（以下、「員面調書」という。）がとられていて、平成15年の最高裁判例（執拗な6名による集団暴行の後、被害者が逃げ出し、約1キロ先の高速道路に逃げ込んで、自動車にひかれて死亡した事案でも傷害致死罪が成立するというもの。）も根拠に、検察は傷害致死罪で起訴しました。その後7回の公判前整理手続を経て、昨年12月8日から20日までの公判が行われました。

II 公判前整理手続 ～検察の主張に対する求釈明と証拠開示～

実は、前述の員面調書は、ほとんどでっち上げでした。彼女の供述はその後の検事取調べから変遷していきます。実際は、当時の彼女の位置からは被害者の転落の状況は全く見えなかったのです。員面調書は、通訳もなく、終始日本語で行われ、正確な微妙なニュアンスの違いは無視されて、警察の描いたストーリーに基づく目撃供述調書に仕立て上げられ

たものだったのです。

これに対し、被告人は、逮捕直後から一貫して、次のように述べていました。すなわち、被害者が携帯電話を取り返そうとしたので、とっさに1回右手で顔面を殴り、なお取り返そうとするので1回胸部を蹴ったこと、その後、被害者と被告人はしばし向き合ったこと、そして、被害者はその場にいられないと思ったのか、自ら、左を向いて階段を降り始めるも、階段の真ん中くらいで階段の上の被告人を振り返ったこと、そしてその瞬間、背中から転落した、との内容です。転落直後、被告人は、妻には119番通報を指示し、彼も一刻も早く救急車を呼ぶ趣旨で110番通報もしています。

そこで私たちは、検察官に対し、公訴事実の趣旨は、被告人の暴行を直接的物理的原因として転落したというものか、被告人の暴行の心理的影響で転落したというものか明らかにするよう釈明を求めましたが、検察官の回答は、どちらもありえる、特定できないというものでした。

証拠開示は類型証拠のほかに、公判で被告人の妻の尋問がヤマ場になることを想定し、主張関連証拠として、彼女の取調べの際の取調べメモや、階段の被害者の足跡等の採取に関する捜査報告書等、ほかに被告人の暴行と被害者の転落との関連を捜査した捜査報告書等の開示を求めました。取調べメモや足跡の採取は「不存在」とのことでしたが、事故から約10日後に入院中の被害者の担当医から被害者の状況が聴取され、CT画像からは被害者の顔面および胸部への前方からの打撃の有無は判明しない旨の捜査報告書が作成されており、それが開示されたのです。

因果関係の判断基準については、前述の平成15年判例の調査官解説にある「行為の危険性が現実化したかどうか」を用いることを公判前整理手続において確認しました。私たちは、被告人の暴行と転落との因果関係をメインの争点とするも、予備的に、院内感染による死亡の事情も重要な情状事実となることを主張し、この点は、「転落による傷害（脳挫

傷）と死亡との因果関係の強度」として争点は整理されました。

III 公判

公判は判決を含めると8日間。遺体を鑑定した医師、唯一の現場証人である被告人の妻、ラーメン店の関係者、現場にかけつけた救急隊員、そして被告人の尋問等が行われました。

初日は裁判員の選任手続と冒頭陳述です。選任手続では、裁判員候補者約30名のうち、男女比が2対1になっていたので、裁判体はできる限り男女比が同じがいいと考え、男性の候補者につき6名の理由なき不選任請求を行いました。結果、6名の裁判員の男女比が3人3人、補充裁判員3名のうち1名が女性という構成になりました。

翌日の医師の尋問は、脳挫傷の死因の強度に関する医師の説明が充実していたので、反対尋問は、遺体には後頭部を中心とする骨折の他に目立った傷跡がないことの確認をとることを獲得目標としました。被害者がよろめくくらいに強く殴り強く蹴られたのであれば当該部位に何らかの傷跡が残るはずですし、13段ある階段の一番上から落ちたのであれば、階段の途中で階段の角等で体を傷つけるはずだからです。その点は全くありませんでした。裁判員も、「受け身をしたと考えられる傷跡はないか？」など被害者の受傷状況を熱心に質問していました。

3日目の被告人の妻の主尋問は検察官から始まりましたが、当然、員面調書とは異なる内容となりました。その次の私たちの尋問では、この員面調書について、誘導がひどく、通訳もないといういかに不当なものであったかを明らかにしました。

検察官は、この員面調書を刑事訴訟法328条該当書面として証拠請求しましたが、私たちはその必要性はない旨指摘し、裁判所は証拠請求を却下しました。

その後も、被告人質問まで、裁判員の熱心な質問が相次いだことが印象的です。

Ⅳ 弁論

最終日の論告・弁論を前に、ご遺族の意見陳述がありました。強くて厳しい処罰感情が示されました。

私たちの弁論は、「この不幸な転落事故はどうして起きたのか？」という表題をパワーポイントで示し、裁判員にメモを配付して行いました。ご遺族の強い処罰感情が示される中で、「転落は被告人の暴行が原因ではない」旨の強調をするよりも、裁判員にとって、ご遺族にとって、そして本当のところはどうだったのか？とずっと気になっていた被告人の妻にとっての共通のテーマであるこの表題を掲げて、その合理的な回答を示すという体裁がいいと考えたのです。約20分間の弁論で、傷害の部位からすると被害者が階段の途中で大きく後ろを振り返った際の転落事故と考えられること、後ろを振り返ったのは携帯電話を取り戻したいと思い直したからと考えるのが最も合理的であること等をコンパクトに主張しました。院内感染に関する主張は、弁論の段階では落としました。従前の司法研修所刑弁教官室的スタイルでは弁論で主張をしほ

というのは考えられないことなのかもしれませんが、審理の状況や裁判員への説得力を勘案した戦略的判断でした。

V 判決とその後

判決はほぼ弁論どおりの内容です。その後の裁判員の記者会見には、補充も含めて全員が参加したとのこと。客観証拠を軽視した警察の捜査について「先入観に基づき捜査を端折ったように思える」とか、「この事件で9か月も勾留され続けたのはどうかと思う」等といった感想が出たようです。主文は罰金15万円ですが、未決勾留日数9か月のうち1日5000円として罰金額に満つるまで算入してこれ以上払うものはない、としたのは、この事件で保釈を許さず勾留を続けたことに対する裁判員の批判が含意されていると私たちは思っています。

検察官は控訴をしませんでした。

最後に、以上の弁護活動について、田岡委員長をはじめとする当会裁判員裁判実施推進センターの、冒頭陳述や弁論のリハーサル等懇切丁寧なサポートがあったことを感謝の念を込めて紹介しておきます。

■弁論で裁判員に配付したメモ

～ この不幸な転落事故は、どうして起きたのか？ ～

I 暴行により直接転落していない

- 踊り場から落ちたのであれば、
- 13段もある階段。階段の角で傷がつくはず
- とがったもので傷のついた跡はない(Y医師証言)

II 「転落を招く危険性のある暴行」ではない

～携帯電話を取り返されまいとするもの～

第1. とっさの反射的な行動

- 「知らずに、思わず手が出てしまった」(被告人供述)
- 勢いよく向かってくるAさんに対して、近づかせまいと、足を振り上げ、飛んでくるサッカーボールを押さえるようにつま先で胸の辺りを蹴った(被告人供述)。

第2. 強い暴行ではない

強く殴打、強く蹴ったなら必ず打撲症状が残るはず

- 「左側頭部後部上寄りを中心に持つ放射線状・ほぼ同心円状の骨折」「左肩甲骨骨折、左第3・4・5肋骨骨折」以外には、目立った外傷がない(Y医師鑑定・甲17号証)
- 「CT画像を見る限りAさんの左顔面への殴打胸部への打撃の有無は判明しない」(S病院のK医師。弁20号証)

▶ 左目のあざは？

「左側頭部の打撲に起因する骨折線が左眼窩に入っていることから、これによる出血に起因するとして説明できる」(Y医師鑑定・甲17号証)

第3. 2人がもみ合った形跡がない

踊り場の傘立てでも、段ボールも、動いていない

第4. 転落する位置関係はない

→ Aさんの背後には、壁

III 転落したのは「行為の危険性」が「現実化」したからではない

Aさんは、①被告人*としばらく向き合った後、自ら階段を下りはじめ、②階段を降りる途中で振り返り、足を滑らせ、一瞬で転落した

3つの根拠

- (1) 被告人*は追いかけていない
- (2) 傷害の部位
→ 左側頭部後部上寄りを中心に骨折線、背中左の肩甲骨を骨折
→ 振り返って後ろ向きに転落(K医師の推測、弁20号証)
- (3) Aさんには振り返る理由があった
…携帯電話を取り戻したかった

IV 平成15年の最高裁判例とは違う

	本件事故	最高裁判例
人数	1人 対 1人	6人 対 1人
行為態様	1回殴り、1回蹴る	3時間近く反復して暴行
追跡	なし	執拗な追跡
被害者の様子		「極度の恐怖感」

*法廷では、「被告人」ではなく、「〇〇さん」と名前を表記したものを示しました。